法定相続情報一覧図の写し（証明書）の交付について

法定相続情報一覧図の保管及び交付の申出をされてから同一覧図の写し(証明書)の交付を受けるまでには，日数をいただいております。実際にかかる日数につきましては，各登記所ごとに異なりますので，申出をされる登記所にご確認ください。

なお，法定相続情報一覧図の写し（証明書）の交付については，申出をされた登記所の窓口で直接受け取るほか郵送による受取も可能です。郵送で受け取る場合には，返信用の郵便切手を申出書と一緒に提出してください。